

令和4年1月28日 九州厚生局
地域共生社会推進フォーラム

地域共生社会の推進及び 重層的支援体制整備事業について

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域共生社会推進室

唐木 啓介

地域社会を取り巻く背景

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

各制度等における複合的課題等①

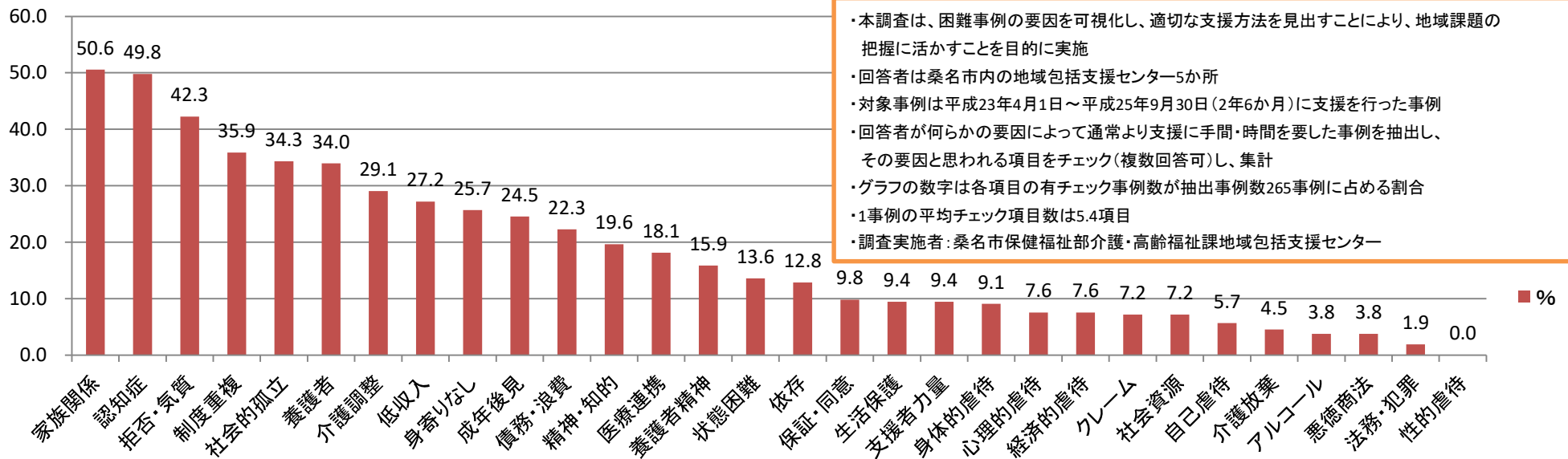
(介護保険制度(桑名市地域包括支援センターの調査を例に))

- 地域包括支援センターにおける困難事例(何らの要因によって通常より支援に手間・時間を要した事例)の要因を調査。
- その調査結果によれば、
 - ① 家族関係、認知症、拒否・気質等多様な要因が挙げられるとともに、
 - ② **1事例あたり平均5.4項目の要因**(抽出事例265事例に対し要因項目1,437項目)となっており、**複数の要因が複雑に絡み合い、事例への対応をより困難化している**状況が見られる。
- また、調査結果から、地域課題として、**家族、親族、地域との関係が希薄で支援者の不在の事例が困難化している**状況等(※)が見えてきている。

(※)調査結果から見てきた地域課題

①家族、親族、地域との関係が希薄で支援者が不在の事例が困難化している、②支援にあたる家族、親族の不在は、医療同意、身元保証、身元引受で支障をきたしている、③支援にあたる家族、親族の不在に本人や養護者の認知症、精神疾患、拒否・気質等がある、④複数の要因が絡み合って事例をより困難化させている、⑤解決には経済状況の改善、制度の重複利用、法律職との連携等、専門外の支援が必要、⑥通常の支援では経験しない分野の課題、支援担当者が明確でないグレーゾーンの存在、セーフティネット機能の発動、限られた時間での対応等、少数でも難易度の高い事例がある

桑名市における困難事例要因調査結果 ～細分類項目別～ (2013.11.1調査)



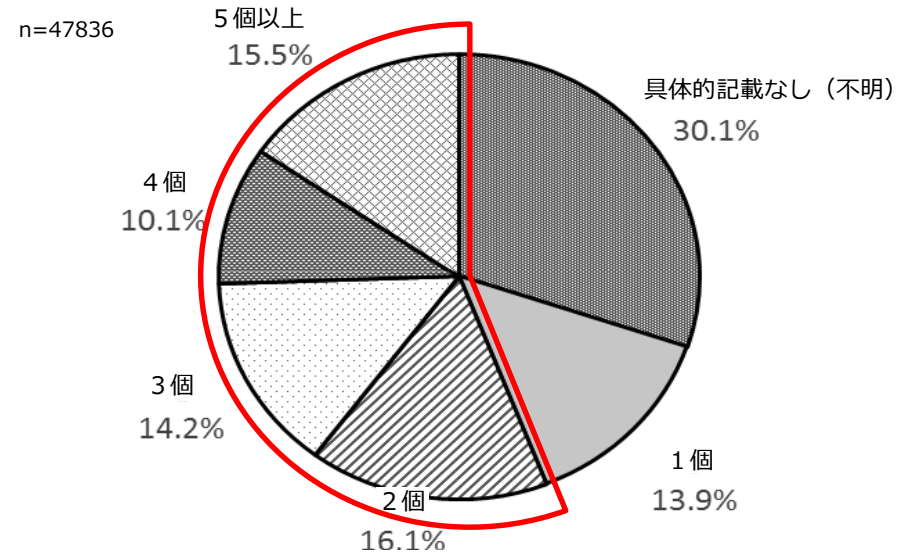
各制度等における複合的課題等について② (生活困窮者自立支援制度)

□ 相談に訪れる人の抱える課題は経済的困窮をはじめ、就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



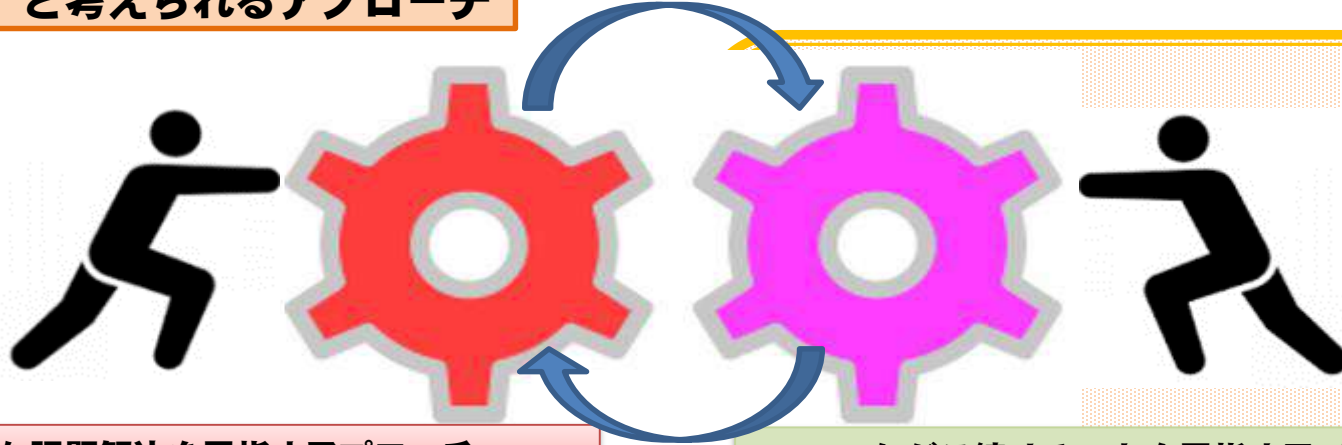
2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野と一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

⇒ 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく

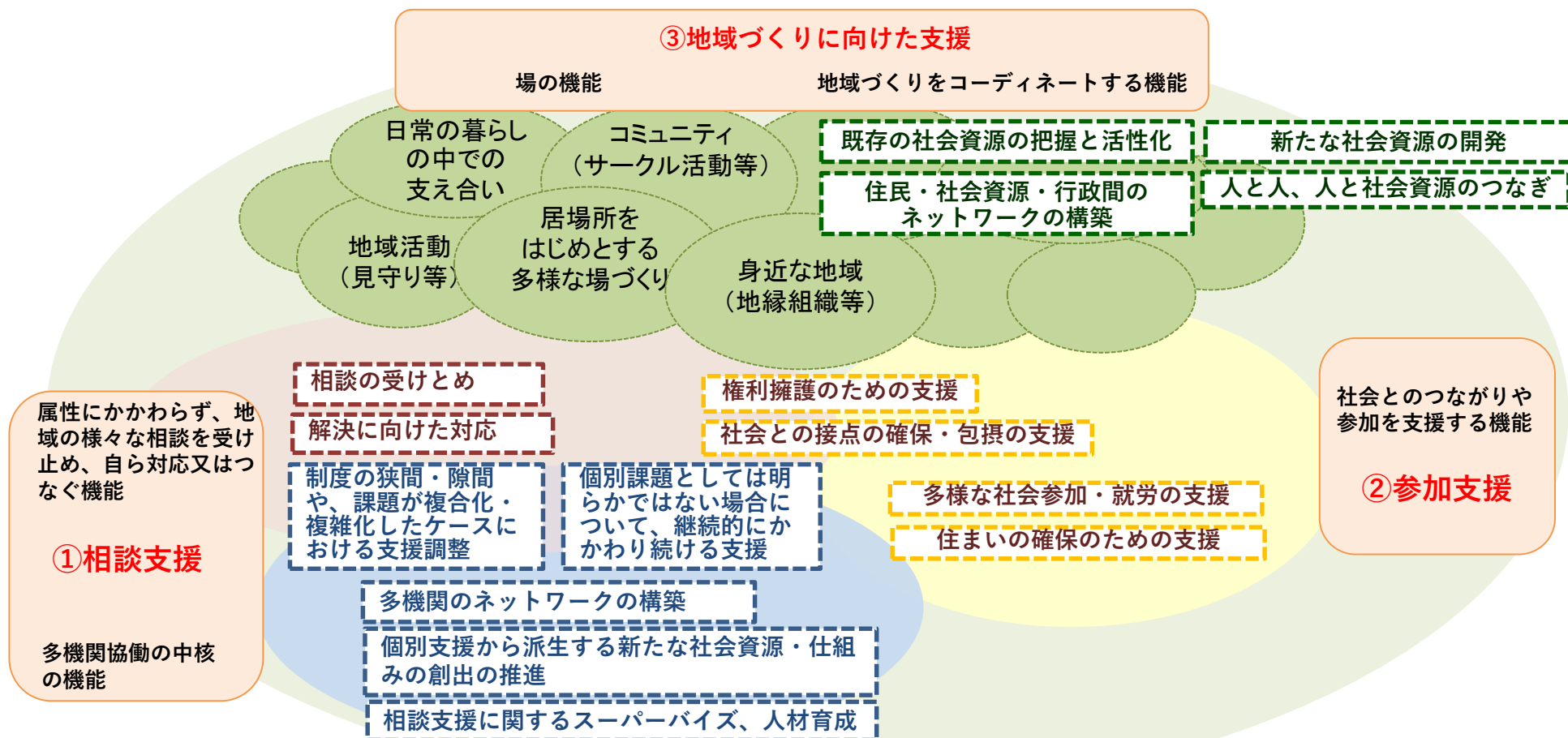
- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、暮らし続けたいと思える地域を自ら生み出していく

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



重層的支援体制整備事業について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・ 多機関の協働をコーディネート
- ・ アウトリーチも実施

**I～IIIを通じ、
・ 継続的な伴走支援
・ 多機関協働による
支援を実施**

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・ 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

II 参加支援

- ・ 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・ 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）
就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくりの
実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- （ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- （イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
- （ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

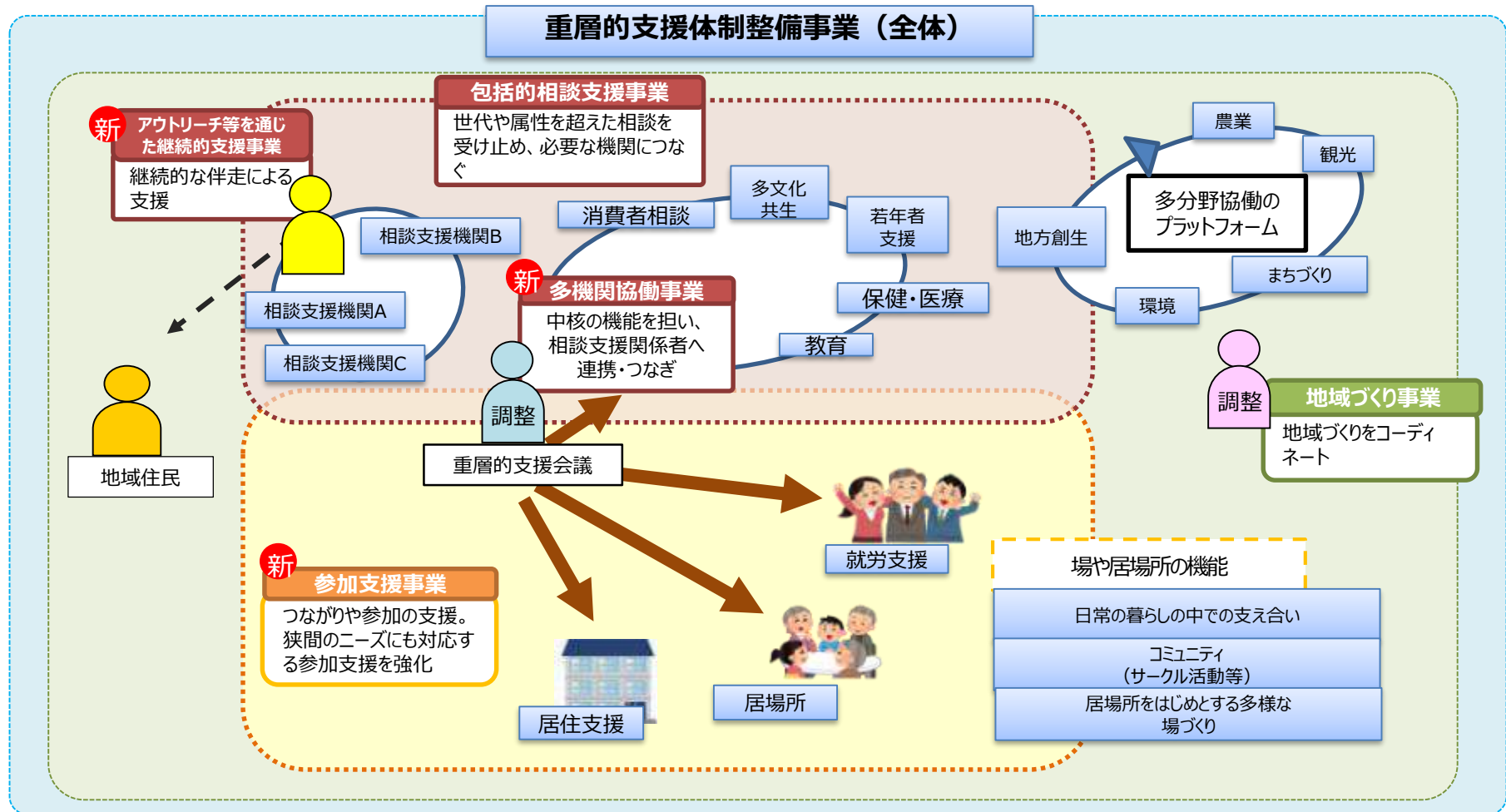
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

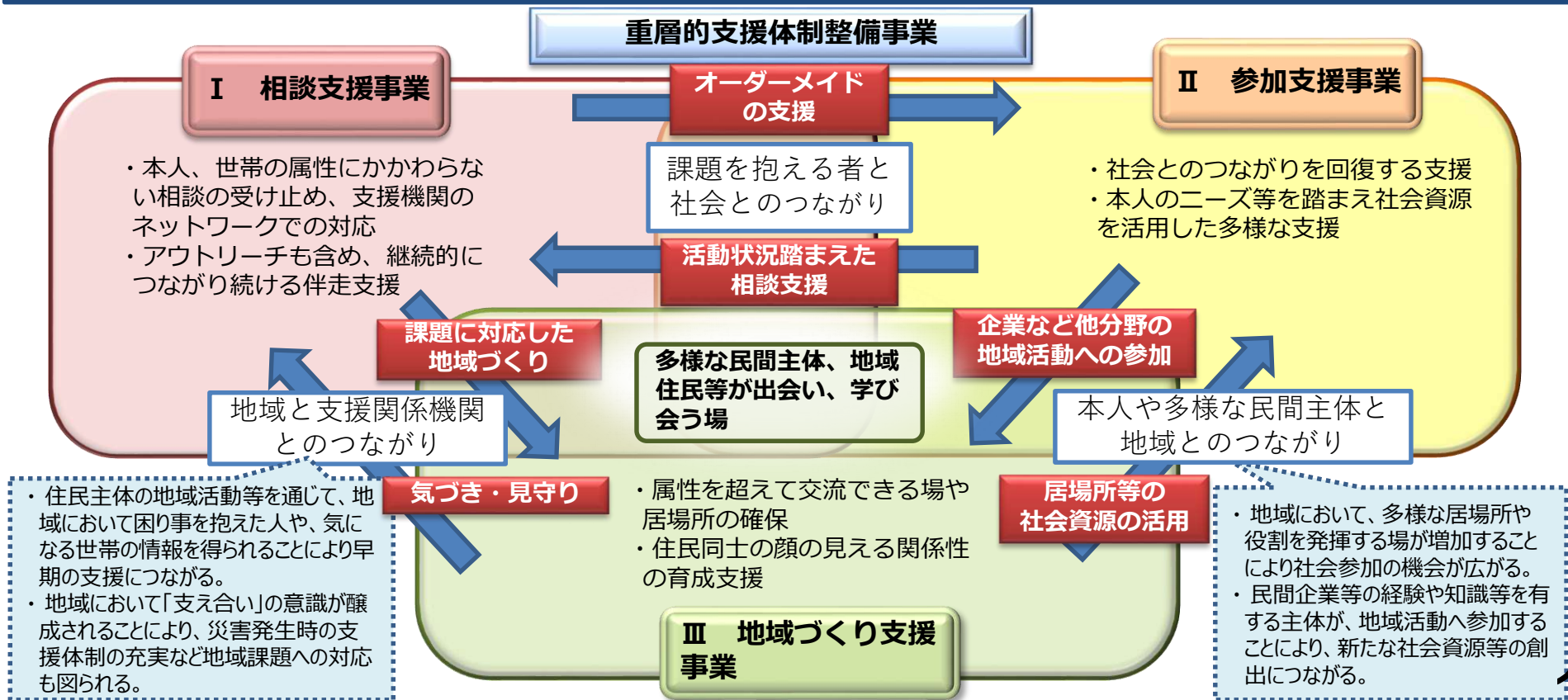
重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



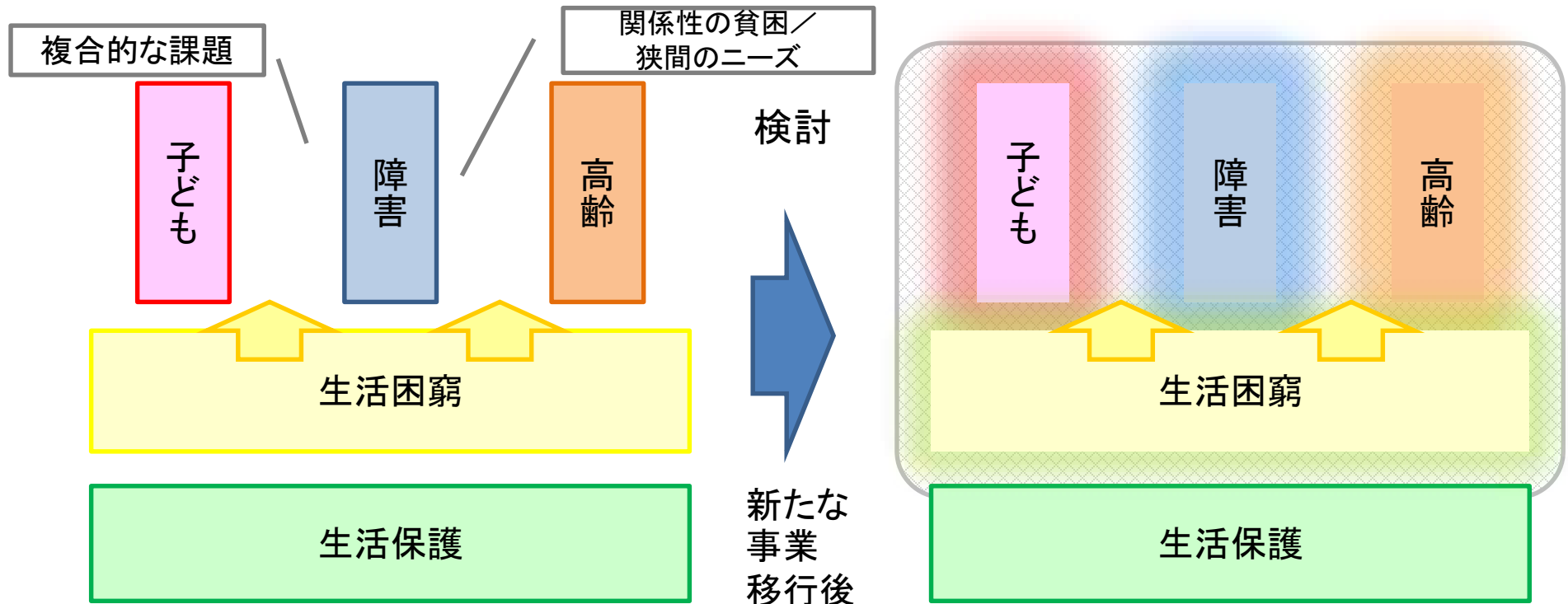
「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
 - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
 - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
 - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

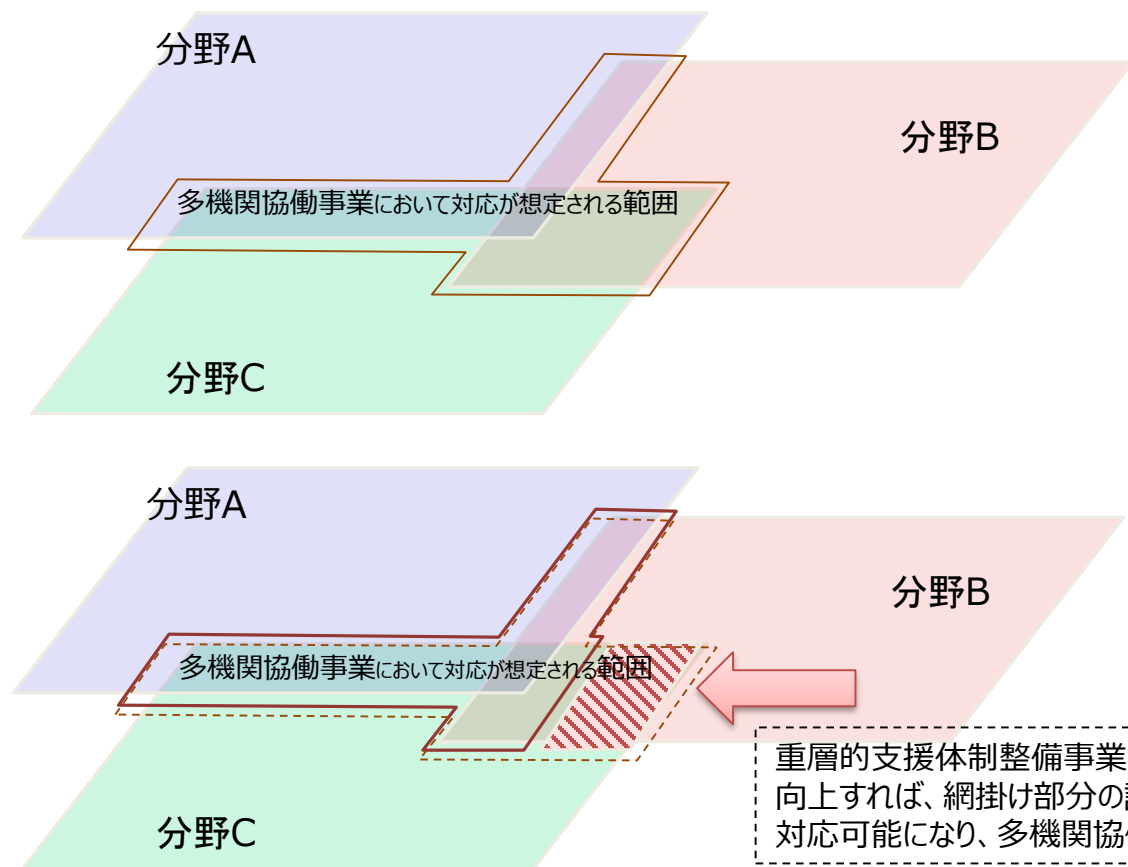
- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



重層的支援体制整備事業の活用の視点

重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



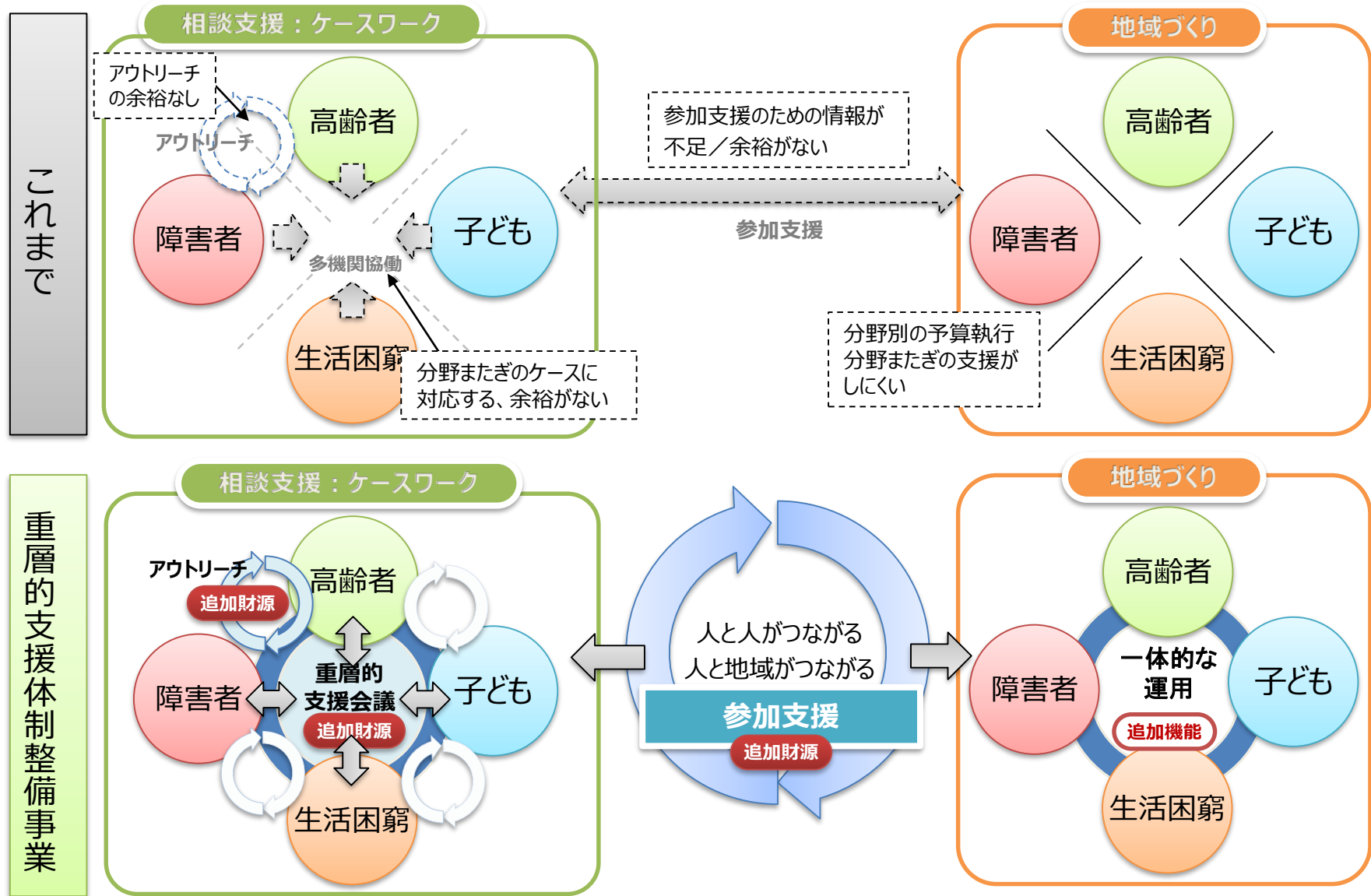
② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。

個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

デザインを始めるにあたって、部署間の協議が必要

- 本事業のデザインにあたって、まず自治体内の関係部署間の定期的な協議の場が必要。
- 事業のデザインを検討する際には、各分野の関係者が感じている期待やニーズの大きさには違いがあることを前提にすべき。

自治体内の関係部署間における
定期的な協議の場を設定



地域の多様な機関、支援団体と、庁内のどこかの部署が協働している可能性が高く、まずは内部調整を行う。

各分野の関係者が抱く**期待・ニーズ**には
違いがあることを前提とする

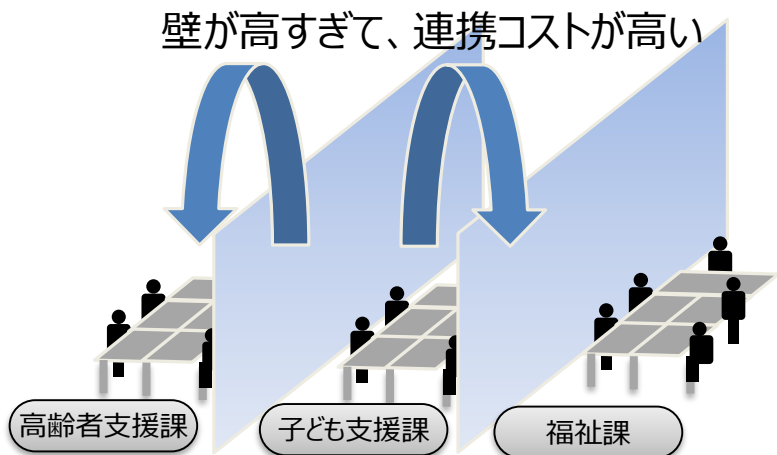


こうした動機の違いを理解しておくことは、分野間の役割分担を考える上でも大切

縦割りの弊害を取り除くが、縦割りをなくすわけではない

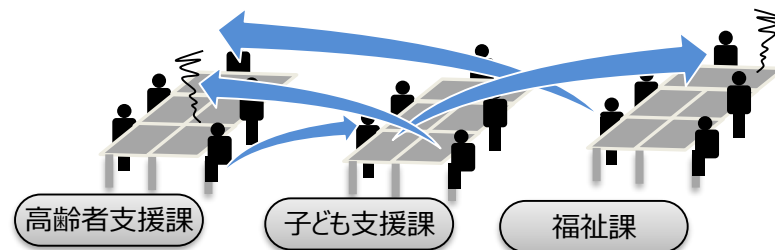
縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。



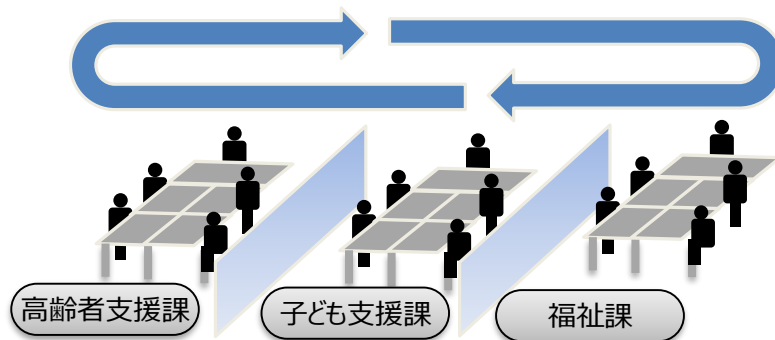
取り払ったら大混乱
制度間の壁を全部

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、**ひとまとめにするわけではない**。



制度間の壁は残しつつ、壁を低くして
風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、**風通しを良くし、スムーズな連携を目指す**。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



4

連携体制の構築とそのプロセス



重層的支援体制整備事業の実施に当たっての考え方

各自治体の状況

- これまでのモデル事業の実績をみると、自治体によって、庁内の体制構築の進捗や既存事業の支援スキルのレベルには差異がみられる。
- また、これらの違いにより、自治体ごとに各事業所の支援対象者の考え方や、支援関係機関が有する支援困難事例の状況等にも相違がある。

A市職員



うちの自治体では、支援関係機関同士の連携や情報共有の仕組みが十分に機能していない。

B市職員



うちの自治体では、各支援関係機関が認識する支援対象者の考え方が限定的。そのため、相談者の受け止めが十分にできていない。

C市職員



うちの自治体では、特定の支援関係機関に難しい支援事例が集まっている。

体制整備に当たって求められる取組

- 重層的支援体制整備事業の実施にあっては、自治体内の支援機関の業務の棚卸しやケースの振り返りを行い、「抜け漏れている支援対象者」や「対応できていないケース」などを整理することが求められる。
- これらを整理することによって、
 - ・重層的支援体制整備事業が対象とする相談者像
 - ・既存事業と重層的支援体制整備事業の役割分担
 - ・重層的支援体制整備事業の支援の範囲
 - ・重層的支援会議の対象者や検討ケースの範囲などが自治体内で整理されていくことが想定される。
- また、業務や支援の棚卸しを通じて、既存事業が担う支援の範囲と、重層的支援体制整備事業が担う支援の範囲等について、関係者間で合意形成を図っていくことが求められる。

観光業（市主幹産業）などと連携した地域共生社会づくり（三重県鳥羽市）

自治体概要

人口 17,709人

面積 107.34km²

高齢化率 39.5%

※2021年8月31日現在



鳥羽市の子育て支援キャラクター「ジュジュちゃん」

- 福祉分野における体制整備として、「保健福祉センターひだまり」を中心とした相談支援体制の構築、複合化・複雑化した課題に対応するための「地域共生ケース会議（福祉分野以外も含めた関係機関との連携会議）」を実施。
- 「まるごと相談」や、「まちトーク」などを通じて、潜在的ニーズの吸い上げや、地域づくりを実施。
- また、「地域共生社会」を福祉分野だけでなく、市全体の命題として捉え、**全庁的な取組を実施**。
- 特に、**主要産業の一つである観光業**における労働力確保に着目し、困窮者、シニア層、子育て世代など**あらゆる属性・年代の住民が幅広く活躍できるような事業を展開**。

重層的支援体制整備事業

◎既存の検討体制を活用した多機関連携の強化

- 「保健福祉センターひだまり」を中心に、高齢、障害、児童、生活困窮などの各機関が相談を受け止め、複雑・複合的なケースについては、「地域共生ケース会議」において、情報共有や、課題・目標・担当の設定、プランの作成・評価を実施。
- 個別ケースから蓄積された地域課題を検討するため、観光、農水商工、教育分野など様々な分野と連携を行う「地域共生政策会議」の設置
※従前モデル事業で実施してきた上記2会議を重層事業の「支援会議」及び「重層的支援会議」として位置づけ、**多機関協働事業**として実施

◎潜在的ニーズの吸い上げのためのつながりの強化や地域課題の把握・居場所づくり

- 保健福祉センターひだまりで相談を受けるだけでなく、地域サロンや移動販売の場などにアウトリーチ（「まるごと相談」）し、住民の困りごとなどの吸い上げ。
- 自治会・町内会にアウトリーチし、住民が地域課題などについて話し合う場（「まちトーク」）を構築。そこで話し合った地域の良いところ・課題などをまとめた「**まちのカルテ**」を作成。
※**アウトリーチ等継続支援事業、地域づくりに向けた支援**として実施



《「まちのカルテ」の例》

◎出口支援の強化と観光業などと連携した就労支援

- ひきこもりなど、「地域共生ケース会議」などで出た既存制度では支援につなぐことが困難なケースに対応するため、（障がい事業所や、観光業・水産業の他、地域の居場所（お寺、サロン）など）**様々な企業や団体などへ訪問及び協力を依頼し、就労のみならず居場所づくりなど、本人・世帯に合わせた幅広い出口支援を強化**。 ※参加支援事業（「事業所名：さんぼみち」）として実施
- 観光、農水商工、企画財政、教育委員会、観光協会など福祉以外の分野とも連携し、観光業などにおける労働力確保と生活困窮者の自立支援を一体的に検討。困窮者だけでなくシニア層や子育て世代などあらゆる属性・年代の方が働きやすいよう、**労働時間や業務の難易度に応じた細分化による「プチ勤務」を支援。（とばびと活躍プロジェクト）** ※参加支援事業とも連携

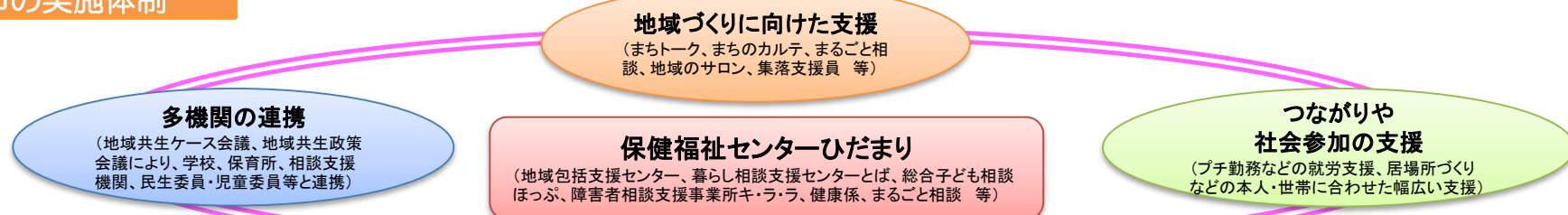
《「プチ勤務」カタログ》



主に重層で新たに
取り組んだこと

主に困窮で取り
組んできたこと

市の実施体制



地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進(北海道鷹栖町)

自治体概要※

人口 6,724人
面積 139.42km²
小学校数* 2
中学校数* 1

※2021年8月31日現在 * 町立のみ

- 地域における住民同士の「**助け合い・支え合い**」を進める「**お互い様づくり行動計画**」を策定。誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進。地域における現状や課題、解決策を明示し、**地域共生社会の実現を目指す**。
- 特に、コミュニティカフェや農園など、誰もが気軽に立ち寄り、参加できる**地域の居場所の中での中間的就労**を通じて、働いても長続きしない等の**働くことに困り感を抱えている方の社会参加を支援**する事業を展開。

重層的支援体制整備事業

◎相談窓口の体制整備・強化

- ワンストップの相談窓口として、**生活福祉相談センター**を開設。行政と社会福祉協議会による専門職を配置。
- ケース共有会議を定期的に開催し、情報共有を図りながら連携。
- ※**包括的相談支援事業**として実施。



◎見守り活動の体制強化

- 高齢者、障がい者、要介護者などの情報をまとめた「**要援護者台帳**」を整備。
- 民生委員やサポーターによる個別訪問**を実施、必要に応じて相談センターへ繋げている。※**アウトリーチ継続的支援事業**として実施

◎居場所づくり

- 自宅型サロン(12箇所)と拠点型サロン(3箇所)が設立。
- 地域住民が気軽に集まる場としてはもちろん、小学生の学習支援なども実施。
- 長期的にひきこもり状態が続いていたり、就労しても続かないなど、**一般就労は可能ではあるが継続した支援が必要な方**に対して、中間的就労を目的とした「**働きかけ応援事業**」を展開。
- ※**参加支援事業、地域づくり事業**として実施

働きかけ応援事業の作業例



カフェ運営
(調理・配膳・接客)



畑作業
(作付け・収穫など)



事務作業
(宛名貼り・封詰め)



消毒作業
(新型コロナウイルス対策)

町の実施体制

社会福祉協議会

・地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進 等

鷹栖町

健康福祉課

関係機関間の連携

地域包括支援センター、子育て包括支援センター、教育委員会 等

生活福祉相談センター (ワンストップの相談窓口)

・生活、困窮に関する相談 ・消費生活相談
・子ども、障害者、高齢者に関する福祉相談等
・ケース共有会議の実施

A市における取組事例(庁内、支援関係機関へのヒアリング調査)

- 重層的支援体制整備事業の実施を検討する自治体の中には、庁内の関係課や支援関係機関にヒアリングやアンケートを行い、現在の支援の実態を明らかにする試みもみられる。
- 例えば、A市では、庁内の関係各課や支援関係機関において、手が届いていない支援ケース(困っている支援ケース)や支援につながったケース(支援につながらなかったケース)についてヒアリング調査を実施。

A市におけるヒアリング調査

<ヒアリング概要>

庁内関係課ヒアリング

- 目的
各制度における取組の現状、ケース対応等で困っていること、事業実施にあたっての意見、提案等を聴取。
- ヒアリングの対象部署
健康福祉部:健康福祉政策課(生活支援相談室)、すこやか生活課、長寿政策課、地域包括支援センター(在宅医療・介護連携サポートセンター)、介護保険課、障害福祉課、こども家庭局:保育幼稚園課、こども家庭相談課(子育て応援室)、発達支援課
都市経済部:建築課
都市活性化局:商工観光課
教育委員会:学校教育課、教育研究所
- 実施方法 ヒアリングシート(別紙)をご提出いただき、中身確認した上で、不明点をお伺いいたします。
ヒアリングシートの提出〆切:9月7日(金)
- 実施時期 9~10月(相談事業を実施している課を優先的に実施)
- 対象者 所属長および担当者等

支援関係機関ヒアリング

- 目的
地域のニーズや人材、地域資源の把握、地域における取組の実施状況、相談対応等での困りごと、事業実施にあたっての意見、提案等を聴取。
- ヒアリングの対象機関
社会福祉協議会、圏域地域包括支援センター、基幹相談支援センター 他
- 実施時期 9~10月



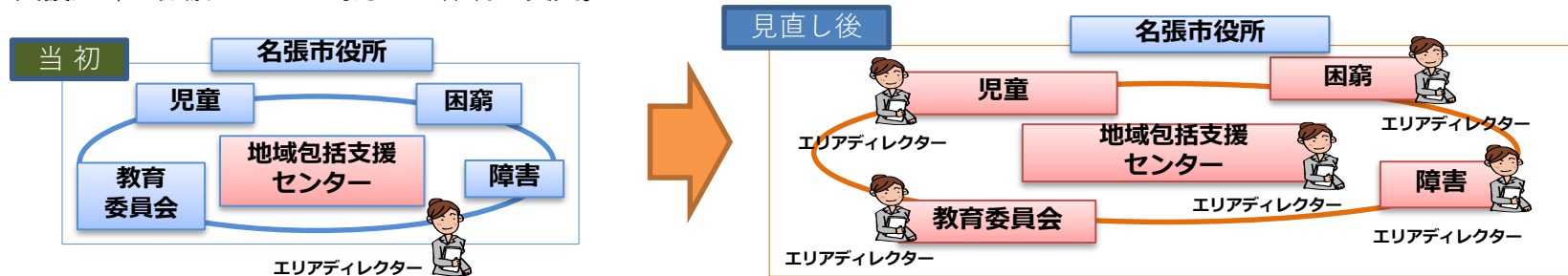
<ヒアリングシート>

ヒアリングシート(記載例)			
1. 手紙の発行(包括的相談支援事業関係)			
対象者	・協議会下のこどもとその家族	相談への対応者と人数	・子ども家庭支援員4人(合計7名職員) ・親子/父子自立支援員2人(合計年産職員12名)他地域包括
相談案件種別/方法	・市内突如ノリ病及ぶ児童等	年間の相談案件数	・100件
相談の背景(主な理由)	・児童虐待の相談、学校からの連絡等、文書の送付、お礼、人間性によることも多発に訴えるなど、児童やその家族等には、経済的困難に陥る相談など	医療ケースの場合の対応(相談あり/なし)の割合	・児童や文書が必要ケースについては、院内で相談の上、緊急に必要経路に依り、院内で相談
ケース記録の保有者の場合フォーマットの報告	・フォーマットのみ、ケース記録を管理するフォーマットあり	既読制度で実施している事業(何月何日)の事業(何月何日)の報告	・各課/各課長/各課センターの設置 ・障害児支援課/発達支援課 ・子ども発達支援課 ・児童福祉課/児童相談所 ・児童福祉課/児童相談所
困っていることを書いてほしいと			・児童や文書が必要と認識しては対応が不十分
2. 支援方法の他社(多)機関連携関係			
依頼の方法	・依頼が可能な案件であれば、相談受付時に担当者が対応 ・対応が困難な案件については、院内で協議の上、対応を依頼 ・児童や文書が必要ケースについては、要相談に基づいて対応を依頼	依頼の報告のシブ ・依頼の依頼内容の把握して対応	・児童福祉課/児童相談所 ・中央支庁、市山形県福祉生活支援、社会福祉協議会、発達支援センター、学校保健課、子育て支援課、障害福祉課、発達支援課、児童相談所、児童相談所、児童相談所 ・アライアンス(児童福祉課)の設置
依頼の場における実施方針の協働の仕方(支援プランの作成の考慮)	・担当者のケース対応を依頼、報告等において、支援方針の協働、協議を依頼、報告等において、全体的な連携はこども家庭局が担当(支援プラン)は報告等においてはない	依頼の場での協議実施の状況	・児童福祉課/児童相談所 ・市町村は要相談、協議会/地域包括支援センターの設置に努めるなど対応されている
困っていることを書いてほしいと			

包括的な支援体制の整備における体制変化

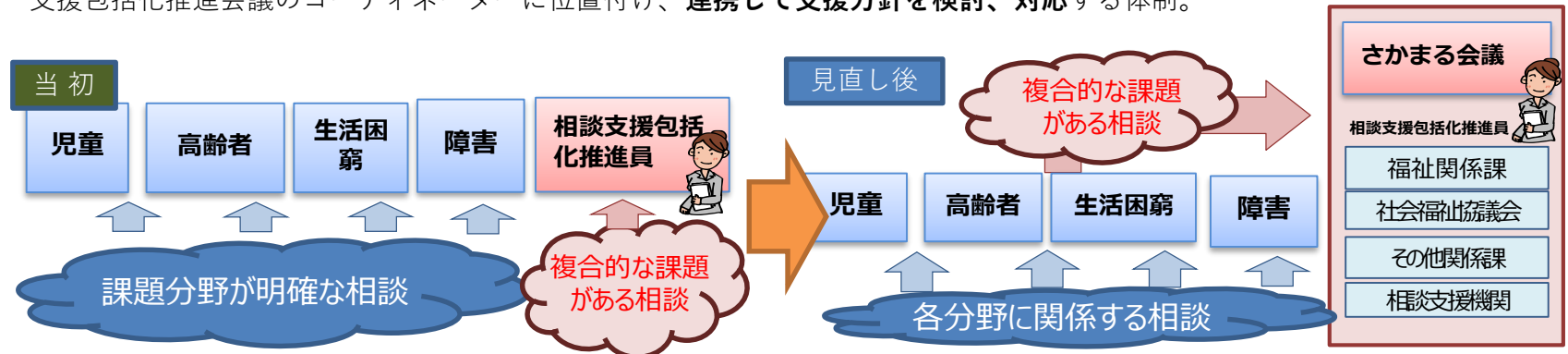
①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていた。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野ともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



②福井県坂井市

- 当初：各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け付け、**ワンストップ**で対応する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制。



それぞれの市町村においてどのようにデザインするか



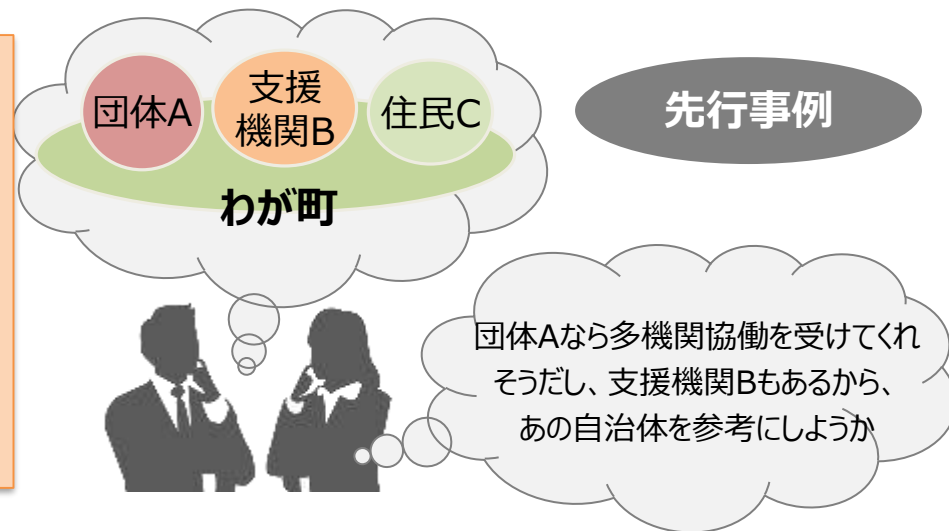
地域の実情が異なり、単にコピーすることは非現実的

先行事例の
デザイン

コピー



「取り組みやすい」という視点だけでは不十分



地域における課題を捉え、
地域の実情を踏まえた
現実的なデザインを検討

1. 地域課題の把握

地域デザインを開始する段階で、以下のアセスメントをしっかり行う。

- ✓ 地域の対象者の状況（「生きづらさ」の現状）
- ✓ 支援団体や支援機関が抱える課題（「支援のしづらさ」の現状）

特に課題が重層化している対象者を支援するにあたっての制度や仕組みの課題をとらえる

2. 資源の実情を踏まえ、デザインを検討

- 課題の焦点が定まったら、その地域の資源の実情を踏まえて現実的な具体策として重層的支援体制整備事業のデザインを検討。
- その上で、本事業の様々なツール、財源を自由に組み合わせ全体をデザインする。

令和 4 年度予算

5

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算案
261億円
(令和3年度予算:116億円)

【重層的支援体制整備事業】令和4年度予算案：232億円（令和3年度予算：76億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和4年度予算案：29億円（令和3年度予算：40億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

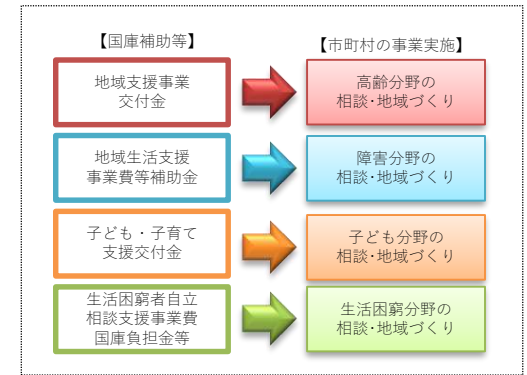
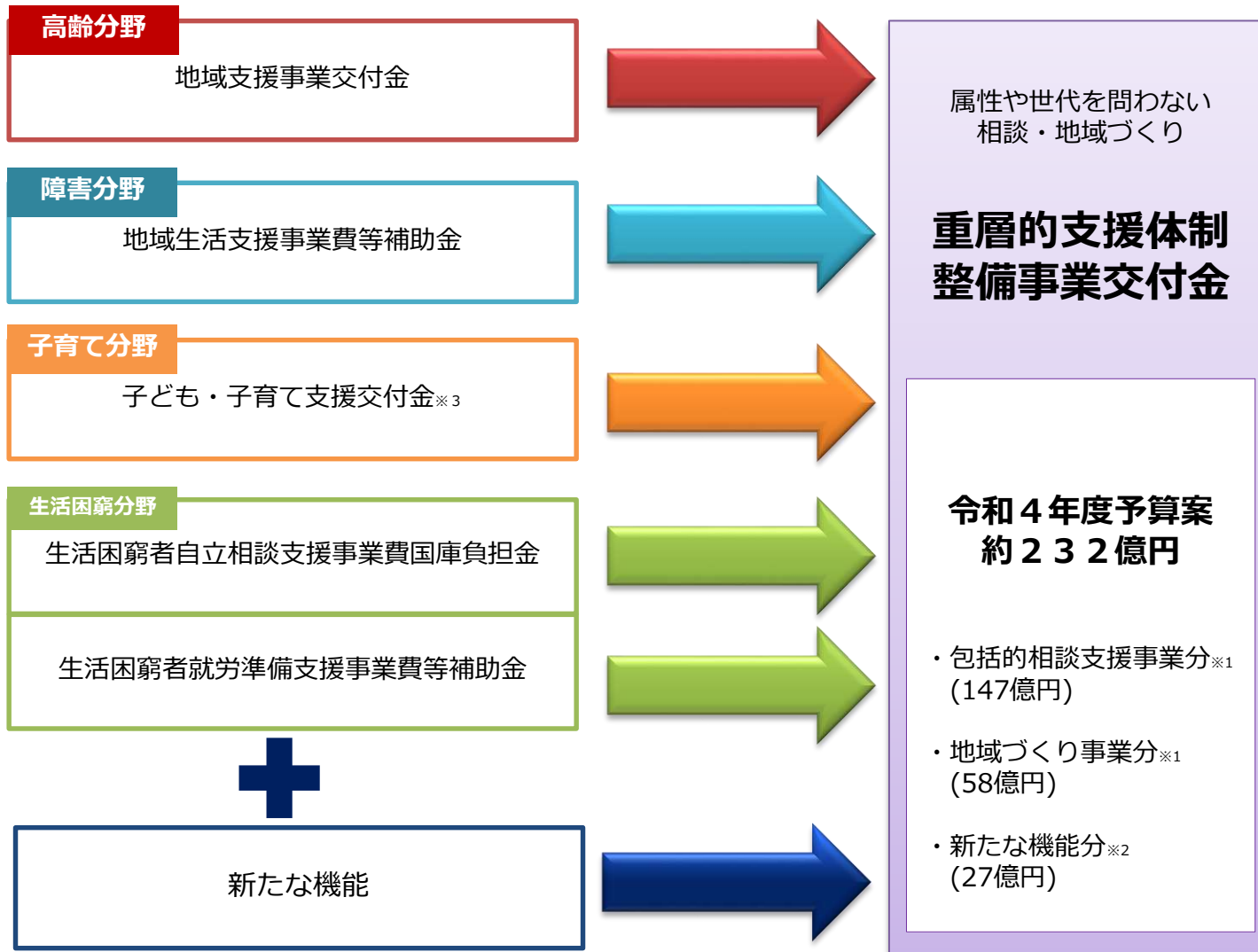
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○地域づくり事業

- ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

<※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
青森県	鱒ヶ沢町	東京都	八王子市	伊賀市	広島県	廿日市市	
岩手県	盛岡市	神奈川県	立川市	御浜町	山口県	宇部市	
	遠野市		狛江市	長浜市		長門市	
	矢巾町		西東京市	守山市		高松市	
	岩泉町		鎌倉市	甲賀市		さぬき市	
秋田県	能代市	富山県	茅ヶ崎市	野洲市	愛媛県	宇和島市	
	大館市		逗子市	高島市	高知県	高知市	
	湯沢市		富山市	米原市	福岡県	中土佐町	
	由利本荘市		氷見市	竜王町		大牟田市	
山形県	山形市	石川県	金沢市	豊中市		久留米市	
	福島県		福島市	小松市		枚方市	八女市
茨城県	須賀川市	福井県	越前市	高石市	糸島市		
	古河市		坂井市	東大阪市	岡垣町		
栃木県	東海村	山梨県	甲州市	大阪狭山市	佐賀県	佐賀市	
	栃木市	長野県	飯田市	阪南市	熊本県	大津町	
	市貝町		伊那市	太子町	大分県	中津市	
野木町	岐阜市		姫路市	津久見市			
群馬県	太田市	静岡県	関市	尼崎市		竹田市	
	みどり市		函南町	芦屋市		杵築市	
	上野村		岡崎市	加東市	都城市		
埼玉県	玉村町	愛知県	春日井市	三郷町	宮崎県	日向市	
	川越市		豊田市	川上村		三股町	
	狭山市		稲沢市	和歌山市		※134自治体 うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体	
	草加市		東海市	鳥取市			
	越谷市		大府市	米子市			
	桶川市		知多市	智頭町			
	ふじみ野市		豊明市	北栄町			
	鳩山町		長久手市	鳥取県			
	東浦町						

令和4年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体（229自治体）

北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	石川県	輪島市	愛知県	名古屋市	鳥取県	倉吉市	熊本県	熊本市
	京極町		川口市		白山市		豊橋市		八頭町		山鹿市
	東川町		行田市		能美市		一宮市		湯梨浜町		菊池市
	斜里町		鴻巣市		野々市市		半田市		琴浦町		天草市
青森県	平内町	千葉県	北本市	福井県	福井市	岡山県	豊川市	島根県	出雲市	大分県	合志市
	今別町		吉川市		敦賀市		蒲都市		吉賀町		菊陽町
	蓬田村		白岡市		鯖江市		犬山市		笠岡市		西原村
	外ヶ浜町		川島町		あわら市		小牧市		総社市		御船町
宮城県	西目屋村	東京都	野田市	山梨県	美浜町	三重県	阿久比町	広島県	新見市	宮崎県	益城町
	藤崎町		浦安市		山梨市		武豊町		西栗倉村		大分市
	大鱈町		中央区		南アルプス市		松阪市		広島市		由布市
	田舎館村		品川区		長野市		鈴鹿市		竹原市		九重町
秋田県	板柳町	長野県	目黒区	滋賀県	岡谷市	山口県	紀宝町	徳島県	尾道市	鹿児島県	延岡市
	仙台市		大田区		駒ヶ根市		彦根市		福山市		小林市
	涌谷町		杉並区		飯山市		近江八幡市		大竹市		高鍋町
	鹿角市		豊島区		小海町		栗東市		府中町		都農町
山形県	大仙市	岐阜県	江戸川区	京都府	下諏訪町	愛媛県	湖南市	香川県	坂町	沖縄県	門川町
	井川町		三鷹市		富士見町		東近江市		下関市		美郷町
	大潟村		青梅市		原村		豊郷町		山口市		高千穂町
	鶴岡市		調布市		飯島町		亀岡市		美祢市		鹿児島市
福島県	遊佐町	静岡県	町田市	大阪府	中川村	高知県	長岡京市	福岡県	小松島市	佐賀県	鹿屋市
	いわき市		小金井市		泰阜村		精華町		丸亀市		霧島市
	川俣町		小平市		飯綱町		大阪市		四国中央市		志布志市
	榎葉町		日野市		大垣市		堺市		愛南町		中種子町
茨城県	土浦市	神奈川県	日野市	兵庫県	大垣市	奈良県	河内長野市	佐賀県	四万十市	長崎県	大和村
	那珂市		国分寺市		恵那市		八尾市		本山町		宇検村
	那珂市		国立市		美濃加茂市		河内長野市		いの町		和泊町
	那珂市		多摩市		坂祝町		熊取町		黒潮町		知名町
栃木県	那珂市	新潟県	相模原市	奈良県	静岡市	福岡県	千早赤阪村	佐賀県	福岡市	長崎県	糸満市
	小山市		藤沢市		浜松市		明石市		福岡市		沖縄市
	那須塩原市		小田原市		熱海市		伊丹市		大川市		
	さくら市		秦野市		藤枝市		西脇市		小都市		
群馬県	那須烏山市	富山県	厚木市	奈良県	御殿場市	佐賀県	川西市	長崎県	宗像市	長崎県	
	千生町		新潟市		伊豆市		小野市		古賀市		
	高根沢町		三条市		小山町		たつの市		うきは市		
	那珂川町		柏崎市		吉田町		奈良市		大刀洗町		
群馬県	沼田町	富山県	見附市	奈良県	桜井市	佐賀県	奈良市	長崎県	大木町	長崎県	
	高山村		村上市		宇陀市		宇陀市		長崎市		
	みなかみ町		関川村		田原本町		高取町		五島市		
	明和町		高岡市		高取町		明日香村		西海市		
群馬県	千代田町	富山県		奈良県	王寺町	佐賀県		長崎県	佐々町	長崎県	
	大泉町				吉野町				佐々町		

※229自治体
うちR3移行準備事業
146自治体
うちモデル事業実施
114自治体

地域共生社会のポータルサイト

- 令和3年4月1日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン
➤ <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>
- 重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する**各種通知**や**全国各地の取組事例**等を掲載。今後、関連情報を順次掲載し、内容を充実させていく

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ 小 中 大

地域共生社会とは 取組事例 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯 重層的支援体制整備事業について 他分野との連携 関係規定 関係資料等

一人ひとりの暮らしと生きがい、
地域をともに創っていく社会へ

新着情報 2021年4月1日 地域共生社会のポータルサイトを公開しました NEW

一覧はこちら

参考資料



多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

多機関協働事業の目的

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

多機関協働事業の事業内容(概略)

包括的相談支援事業者などからのつなぎ

相談受付

- 複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け、支援を行う。
- 原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込(本人同意)を得る。

アセスメント

包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインタビュー・アセスメントシートにまとめる

※

プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

※

支援の実施

プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行う。

※

終結

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業者の関わりは終結する。
(終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保)

※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

アウトリーチ等事業の目的

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等事業の基本的考え方

- 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容 (概略)

支援関係機関
や地域住民等
を通じた情報
収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に
向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問や
同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることに困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

アウトリーチ等継続支援事業における対象者の把握方法

潜在的な相談者の発見に向けて

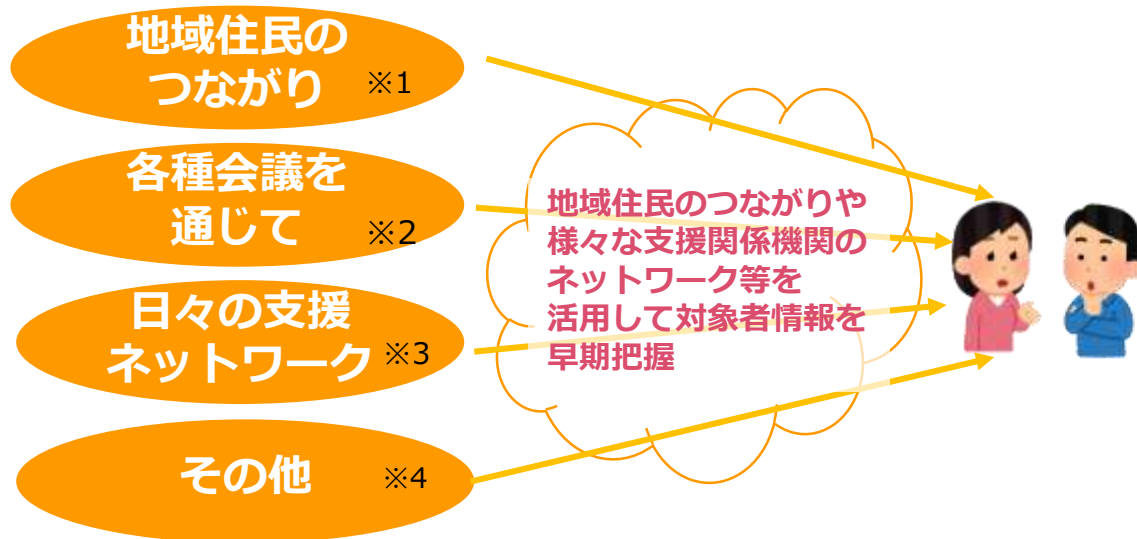
- 問題が深刻になる原因として、**本人や世帯が問題に気づいていない、または、どうすればいいかわからずに問題が放置されている場合**が考えられる。

また、**既存の相談窓口を知らなかったり、思いつかない場合、相談に行くことに心理的な抵抗感がある場合**などもあり、相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化してしまう恐れがある。

- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、**地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集**することが必要。

- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、地域住民が集まる居場所等をまわるなど、**日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築**しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが必要。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる**入口は多様**に存在



(例)

- ※1 通いの場や交流拠点での住民同士の対話
- ※2 各種会議（地域ケア個別会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、支援調整会議、支援会議等）の情報
- ※3 支援にあたり日頃連携している専門職、民生委員、福祉関係の事業所、医療機関、保健所等からの情報提供、
福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフライン関係従事者、新聞配達員、まちづくり関係職員等）からの情報提供
- ※4 全戸訪問、ICTを活用した安否確認、アンケート配布、SNSを活用した相談受付等による情報収集

参加支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

参加支援事業の目的

参加支援事業の支援内容 (概略)

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援(※)では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

相談受付・
プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・
マッチング

- ・本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・
フォローアップ

- ・本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。

※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

参加支援事業の対象者像・活用する社会資源の例

参加支援事業の支援対象者

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

【具体例】

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者 など

(注) 上記については、あくまでも例であることに留意

参加支援事業で活用する社会資源

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源についても、

- ・ 既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所
- ・ 地域の企業や商店、農家等
- ・ 地域における居場所、住民活動の場
- ・ その他ニーズに応じて新たに開発するものなど、多様な社会資源が想定される。

【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

参加支援の取組例

支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かさないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用の機会が無いか相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

支援例③ 親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空き室を活用して一時的な住まい確保を支援。

- ・いわゆる8050世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態であった50代男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要となった。
- ・近隣で受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空きがあったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で、一時的な住まいとして活用。養護老人ホームには居室と食事の提供を依頼。
- ・参加支援事業者が施設を訪問し、本人との面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施。

支援例④ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施。

- ・障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手な就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援B型事業所に協力を依頼。
- ・就労継続支援B型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労継続支援B型事業所には声かけと見守りを依頼
- ・参加支援事業者が定期的に就労継続支援B型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施